平成２７年（フ）第３６号
愛媛県今治市伯方町北浦甲87番地、前住所愛媛県西条市大町584番地　アニメート大町103号
債務者　赤瀬　賢造
1　決定年月日時　平成27年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２７年（フ）第２４１号
佐賀県鳥栖市村田町645番地５　ホワイトハイツ108
債務者　西岡　徳男
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２５４号
宮崎市月見ケ丘６丁目18番１号　レジデンス月見ケ丘201号
債務者　山下麻奈美
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１８０号
青森市大字大野字鳴滝98番地２　フラッツパル１号
債務者　竹本　浩康
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２５号
山形県最上郡大蔵村大字合海130番地１　合海団地住宅12号棟
債務者　鈴木　偉勲
1　決定年月日時　平成27年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２７年（フ）第１２７号
茨城県龍ケ崎市佐貫３丁目20番地５　カサ・パトリシアン106号室
債務者　鎌田久美子（旧姓根本・岩井）
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第１２９号
茨城県龍ケ崎市長山３丁目８番地４　ベルカルムⅠ101号室
債務者　山倉　春菜（旧姓秋森）
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第２２３号
兵庫県尼崎市尾浜町２丁目20番１―320号
債務者　安福久未子（旧姓福家）
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４５２号
兵庫県尼崎市北大物町16番52号
債務者　竹原智津乃
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４７４号
兵庫県西宮市津門呉羽町２番８―803号、前住所兵庫県芦屋市高浜町２番１―2311号
債務者　小宮山正文
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５１４号
兵庫県芦屋市若葉町５番１―211号
債務者　加藤　聖二
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２８号
大分県日田市天瀬町赤岩1396番地
債務者　河野　章俊
1　決定年月日時　平成27年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２７年（フ）第３１号
大分県玖珠郡玖珠町大字岩室812―11、住民票上の住所大分県玖珠郡九重町大字田野2415番地の267
債務者　井上　昭敏
1　決定年月日時　平成27年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２７年（フ）第３１２号
千葉県松戸市松飛台569番地の６　セジュールハーモニーＦ棟102号
債務者　脇田　紀隆
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３１３号
千葉県流山市南流山３丁目16番地の６　アスペンハイツ102
債務者　菊地　絵美（旧姓並岡）
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３２３号
千葉県柏市手賀の杜１丁目24番地１　クレストパークＥ―101号
債務者　大石　梨絵
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３５６号
千葉県柏市柏３丁目２番12号　コーポ天津４―Ｂ号
債務者　望月　陽児
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部